

市税概要

平成23年度



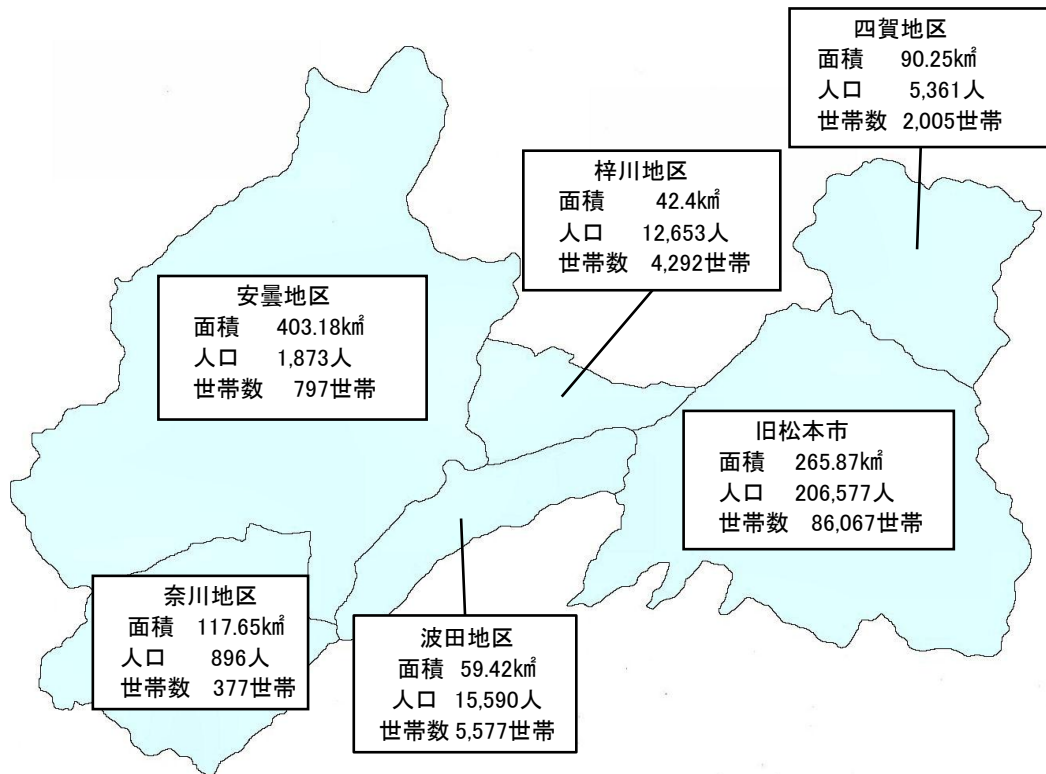
松 本 市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と平成22年3月31日東筑摩郡波田町と合併し新松本市が一步を踏み出しました。
人口は242,950人、面積は978.77km²で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成23年4月1日現在)

面積 978.77km²
人口 242,950人



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,317	105,260	29,391	128,971	48,215	206,577
四賀地区	2,618	2,743	471	3,007	1,883	5,361
安曇地区	941	932	177	1,114	582	1,873
奈川地区	418	478	86	451	359	896
梓川地区	6,145	6,508	2,138	7,687	2,828	12,653
波田地区	7,593	7,997	2,285	9,609	3,696	15,590
合計	119,032	123,918	34,548	150,839	57,563	242,950

目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	23年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	22年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	23年度課税状況調（当初）	14
5	23年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

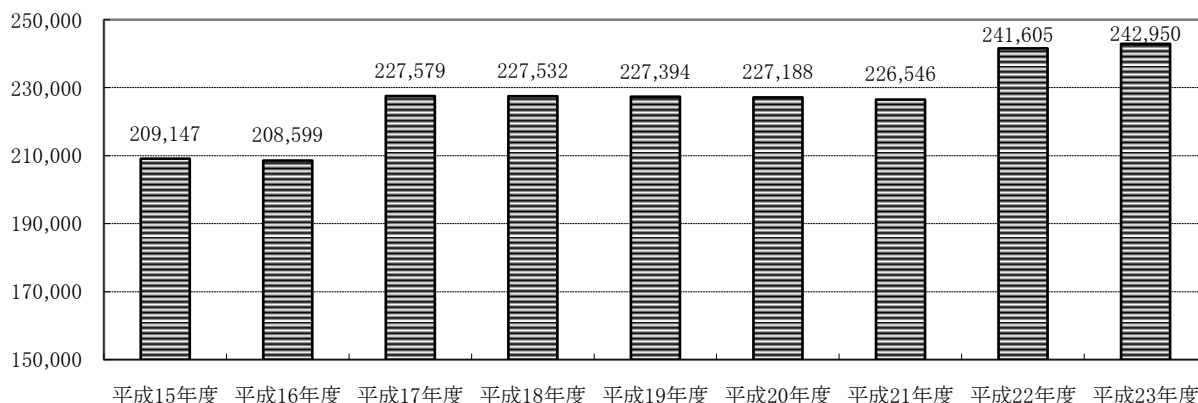
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

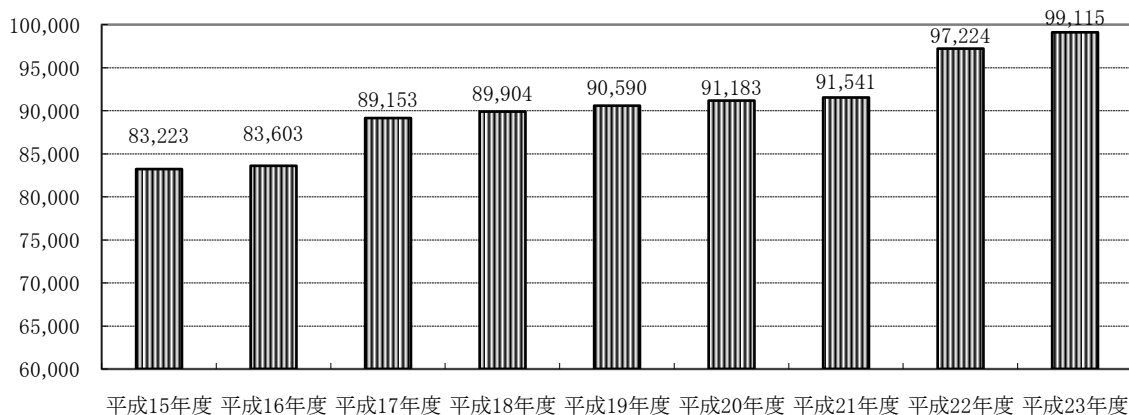
面積（合併前） 919.35K^m²
 （合併後） 983.10K^m²

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K ^m ² 当たり)
		男	女	計		
平成15年度	83,223	103,417	105,730	209,147	2.5	787
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,153	112,066	115,513	227,579	2.6	248
平成18年度	89,904	112,039	115,493	227,532	2.5	247
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,224	118,668	122,937	241,605	2.5	247
平成23年度	99,115	119,032	123,918	242,950	2.5	247

備考 国政調査に基づく数値(平成23年度は4月1日現在)



【人 口】



【世 帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成23年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	88,540,000	100.0	合 計	88,540,000	100.0
1 市 税	35,083,000	39.6	1 議 会 費	621,010	0.7
2 地 方 譲 与 税	884,630	1.0	2 総 務 費	8,749,490	9.9
3 利 子 割 交 付 金	132,000	0.1	3 民 生 費	29,661,470	33.5
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000	2.9	4 衛 生 費	6,677,510	7.5
5 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	5 労 働 費	687,500	0.8
6 自動車取得税交付金	183,000	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,151,910	2.4
7 配 当 割 交 付 金	30,000	0.0	7 商 工 費	5,952,520	6.7
8 株式等譲渡所得割交付金	14,000	0.0	8 土 木 費	6,828,830	7.7
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,000	0.0	9 消 防 費	2,535,670	2.9
10 地方特例交付金	388,600	0.4	10 教 育 費	9,562,940	10.8
11 地 方 交 付 税	16,191,000	18.3	11 公 債 費	11,431,810	12.9
12 交通安全対策特別交付金	57,900	0.1	12 諸 支 出 金	3,529,340	4.0
13 分担金及び負担金	1,541,990	1.7	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,940,100	2.2			
15 国 庫 支 出 金	10,291,240	11.6			
16 県 支 出 金	4,756,600	5.4			
17 財 産 収 入	286,790	0.3			
18 寄 附 金	5,390	0.0			
19 繰 入 金	1,260,260	1.4			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	5,203,400	5.9			
22 市 債	7,609,100	8.6			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 平成22年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	93,693,213	100.0	合 計	91,644,870	100.0
1 市 税	35,121,537	37.5	1 議 会 費	515,171	0.6
2 地 方 譲 与 税	976,684	1.0	2 総 務 費	11,846,757	12.9
3 利 子 割 交 付 金	148,611	0.2	3 民 生 費	28,259,818	30.8
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,669,717	2.8	4 衛 生 費	5,758,627	6.3
5 ゴルフ場利用税交付金	35,492	0.0	5 労 働 費	668,381	0.7
6 特別地方消費税交付金	120	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,511,591	2.7
7 自動車取得税交付金	217,636	0.2	7 商 工 費	7,051,671	7.7
8 配 当 割 交 付 金	37,527	0.0	8 土 木 費	8,256,723	9.0
9 株式等譲渡所得割交付金	13,995	0.0	9 消 防 費	2,502,662	2.7
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,432	0.0	10 教 育 費	9,328,253	10.2
11 地方特例交付金	383,976	0.4	11 災 害 復 旧 費	35,457	0.0
12 地 方 交 付 税	17,658,620	18.8	12 公 債 費	11,399,646	12.4
13 交通安全対策特別交付金	60,560	0.1	13 諸 支 出 金	3,510,113	3.8
14 分担金及び負担金	1,538,469	1.6	14 予 備 費	0	0.0
15 使用料及び手数料	1,896,373	2.0			
16 国 庫 支 出 金	10,031,759	10.7			
17 県 支 出 金	4,884,792	5.2			
18 財 産 収 入	579,842	0.6			
19 寄 附 金	115,183	0.1			
20 繰 入 金	406,642	0.4			
21 繰 越 金	1,311,866	1.4			
22 諸 収 入	6,530,380	7.0			
23 市 債	9,050,000	9.7			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

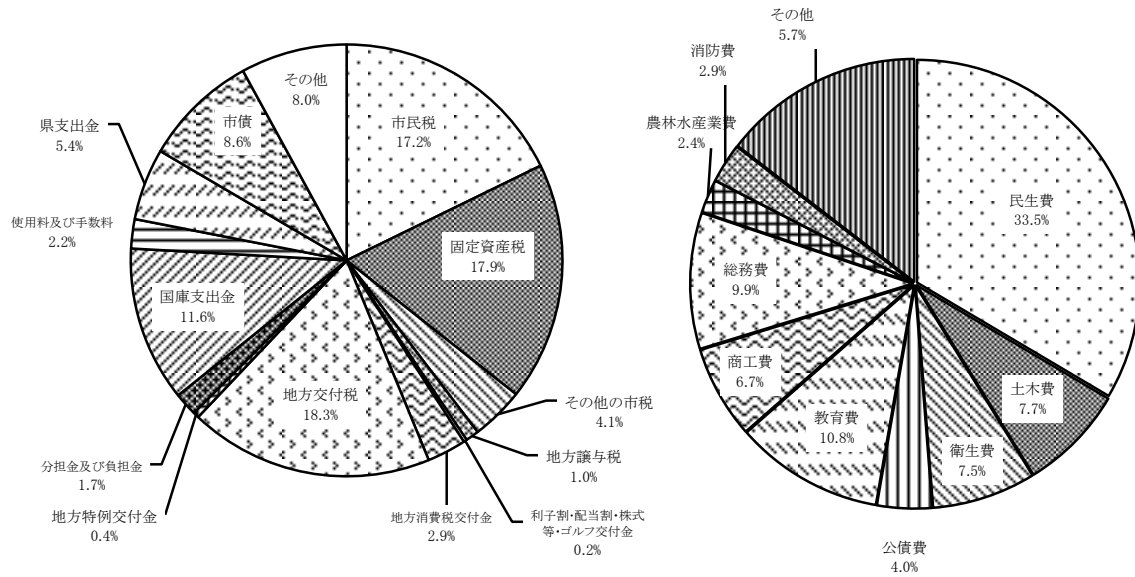
平成23年度一般会計当初予算

歳入

88,540,000千円

歳出

88,540,000千円



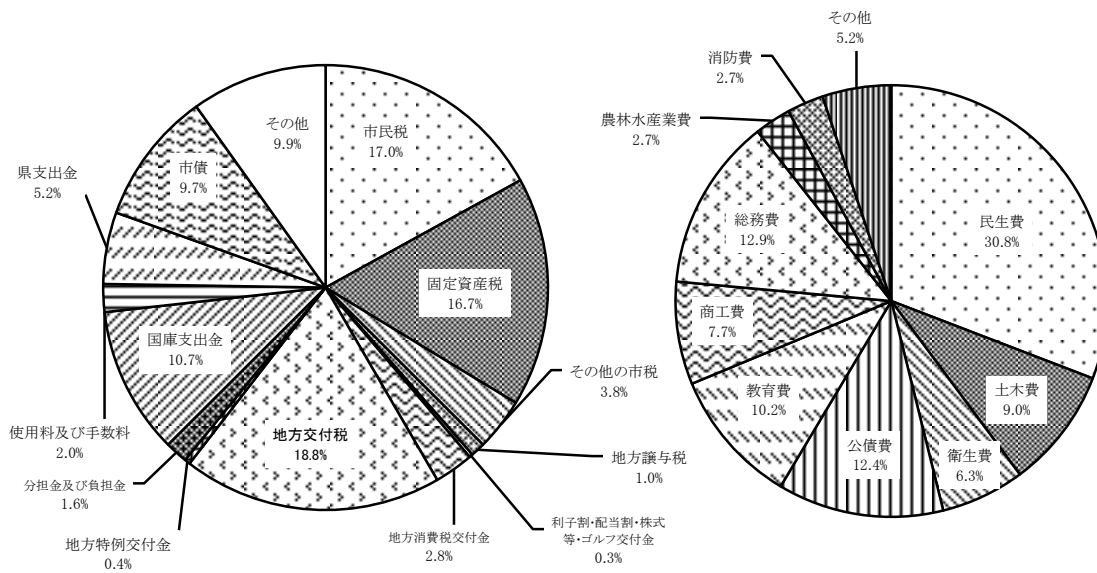
平成22年度一般会計決算額

歳入

93,693,213千円

歳出

91,644,870千円



3 税務機構と事務分掌

(平成23年4月現在)

区分	係	課長	係長	主任査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財 政 部	市民税課		1						1		
		庶務係		(1) 1	1	1	2	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(2) 3		10	5	1	2	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	4	1	11	7	2	3	29	
	資産税課		1							1	
		庶務係		1	1	3			1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	1	3	1	1		7	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価、土地の異動整理
		家屋係		1	4	7	1			13	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、家屋の異動整理
		計	1	3	6	13	2	1	1	27	
	納税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	2	2	2			7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(5) 8	2	9	4	2	3	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	9	4	11	6	2	3	36		

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(2) 4	7	6	4	2	18		42
		計	2	4	7	6	4	2	18		43

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 23年度市税の当初予算

区 分		平成23年度 当初予算額(A)	平成22年度 当初予算額(B)	平成22年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 35,083,000	千円 34,307,950	千円 34,952,950	% 2.3	
1	市 民 税	15,737,000	14,809,440	15,605,440	6.3	
(1)	個 人	現年課税分	11,802,000	11,712,200	11,968,200	0.8
		滞納繰越分	192,000	161,800	161,800	18.7
(2)	法 人	現年課税分	3,718,000	2,910,200	3,450,200	27.8
		滞納繰越分	25,000	25,240	25,240	△ 1.0
2	固 定 資 産 税	15,820,000	15,942,430	15,791,430	△ 0.8	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,421,000	15,585,100	15,434,100	△ 1.1
		滞納繰越分	253,000	217,930	217,930	16.1
(2)	交 付 金	146,000	139,400	139,400	4.7	
3	軽自動車税	465,000	452,280	452,280	2.8	
	現年課税分	460,000	447,100	447,100	2.9	
	滞納繰越分	5,000	5,180	5,180	△ 3.5	
4	市たばこ税	1,314,000	1,342,800	1,342,800	△ 2.1	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	87,000	93,000	93,000	△ 6.5	
	現年課税分	87,000	93,000	93,000	△ 6.5	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,660,000	1,668,000	1,668,000	△ 0.5	
	現年課税分	1,632,000	1,644,000	1,644,000	△ 0.7	
	滞納繰越分	28,000	24,000	24,000	16.7	
国民健康保険税		5,552,020	5,582,390	5,368,710	△ 0.5	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,315,060	3,273,350	3,296,260	1.3
		滞納繰越分	197,040	187,310	151,900	5.2
	(イ)退職分	現年課税分	316,910	319,680	319,150	△ 0.9
		滞納繰越分	7,580	7,170	8,510	5.7
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	979,490	1,057,760	967,830	△ 7.4
		滞納繰越分	69,980	47,920	38,920	46.0
	(イ)退職分	現年課税分	93,510	104,930	94,500	△ 10.9
		滞納繰越分	2,100	1,280	1,940	64.1
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	420,060	433,480	364,420	△ 3.1
		滞納繰越分	31,790	28,400	23,070	11.9
	(イ)退職分	現年課税分	116,060	118,930	99,940	△ 2.4
		滞納繰越分	2,440	2,180	2,270	11.9

2 税目別決算額比較表

科 目	平成19年度					平成20年度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	39,210,496	8.5	36,905,946	8.6	94.12	38,531,456	△ 1.7	36,122,414	△ 2.1
現年課税分	37,326,691	8.9	36,609,155	8.7	98.08	36,498,027	△ 2.2	35,793,965	△ 2.2
滞納繰越分	1,883,805	1.7	296,791	1.7	15.75	2,033,429	7.9	328,449	10.7
1 市 民 税	19,017,785	18.0	18,114,920	18.0	95.25	18,006,827	△ 5.3	17,035,122	△ 6.0
現年課税分	18,334,531	18.5	18,004,298	18.2	98.20	17,239,940	△ 6.0	16,898,627	△ 6.1
滞納繰越分	683,254	4.8	110,622	△ 5.9	16.19	766,887	12.2	136,495	23.4
2 固 定 資 産 税	16,476,025	1.1	15,244,863	1.2	92.53	16,827,095	2.1	15,566,328	2.1
現年課税分	15,420,199	1.2	15,082,243	1.1	97.81	15,714,512	1.9	15,398,925	2.1
滞納繰越分	1,055,826	△ 0.1	162,620	6.9	15.40	1,112,583	5.4	167,403	2.9
3 軽自動車税	407,064	3.9	379,917	3.4	93.33	421,246	3.5	391,422	3.0
現年課税分	385,504	3.4	375,112	3.3	97.30	397,015	3.0	385,944	2.9
滞納繰越分	21,560	15.7	4,805	11.7	22.29	24,231	12.4	5,478	14.0
4 市たばこ税	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3	100.00	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8
現年課税分	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3	100.00	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 入 湯 税	100,291	1.7	100,291	4.3	100.00	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2
現年課税分	100,291	4.4	100,291	4.4	100.00	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 都 市 計 画 税	1,775,437	0.6	1,632,061	0.7	91.92	1,801,492	1.5	1,654,874	1.4
現年課税分	1,652,272	0.6	1,613,317	0.6	97.64	1,671,764	1.2	1,635,801	1.4
滞納繰越分	123,165	△ 0.1	18,744	5.9	15.22	129,728	5.3	19,073	1.8
国民健康保険税	8,491,051	4.9	6,447,807	3.4	75.94	6,922,556	△ 18.5	4,874,990	△ 24.4
現年課税分	6,769,637	3.1	6,248,862	3.1	92.31	5,218,156	△ 22.9	4,690,673	△ 24.9
滞納繰越分	1,721,414	12.8	198,945	12.8	11.56	1,704,400	△ 1.0	184,317	△ 7.4

	平成21年度					平成22年度				
	決算額					決算額				
徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.75	36,652,413	△ 4.9	34,190,944	△ 5.3	93.28	37,590,977	2.6	35,121,537	2.7	93.43
98.07	34,560,910	△ 5.3	33,832,239	△ 5.5	97.89	35,305,697	2.2	34,631,233	2.4	98.09
16.15	2,091,503	2.9	358,705	9.2	17.15	2,285,280	9.3	490,304	36.7	21.45
94.60	16,628,307	△ 7.7	15,588,628	△ 8.5	93.75	16,908,415	1.7	15,919,669	2.1	94.15
98.02	15,761,433	△ 8.6	15,412,525	△ 8.8	97.79	15,945,937	1.2	15,689,253	1.8	98.39
17.80	866,874	13.0	176,103	29.0	20.31	962,478	11.0	230,416	30.8	23.94
92.51	16,422,977	△ 2.4	15,170,962	△ 2.5	92.38	16,933,322	3.1	15,629,489	3.0	92.30
97.99	15,345,021	△ 2.4	15,013,224	△ 2.5	97.84	15,766,801	2.7	15,402,176	2.6	97.69
15.05	1,077,956	△ 3.1	157,738	△ 5.8	14.63	1,166,521	8.2	227,313	44.1	19.49
92.92	433,851	3.0	403,987	3.2	93.12	477,663	10.1	446,281	10.5	93.43
97.21	408,867	3.0	397,396	3.0	97.19	451,479	10.4	439,309	10.5	97.30
22.61	24,984	3.1	6,591	20.3	26.38	26,184	4.8	6,972	5.8	26.63
100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	100.00
100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99.87	91,671	△ 3.7	91,616	△ 3.6	99.94	90,571	△ 1.2	90,571	△ 1.1	100.00
99.87	91,544	△ 3.8	91,489	△ 3.7	99.94	90,515	△ 1.1	90,515	△ 1.1	100.00
—	—	—	—	—	—	56	△ 55.9	56	△ 55.9	100.00
91.86	1,766,142	△ 2.0	1,626,286	△ 1.7	92.08	1,781,976	0.9	1,636,497	0.6	91.84
97.85	1,644,580	△ 1.6	1,608,140	△ 1.7	97.78	1,651,935	0.4	1,610,950	0.2	97.52
14.70	121,562	△ 6.3	18,146	△ 4.9	14.93	130,041	7.0	25,547	40.8	19.65
70.42	7,312,021	5.6	5,020,758	3.0	68.66	7,757,417	6.1	5,401,081	7.6	69.62
89.89	5,520,033	5.8	4,848,967	3.4	87.84	5,764,622	4.4	5,174,437	6.7	89.76
10.81	1,791,988	5.1	171,791	△ 6.8	9.59	1,992,795	11.2	226,644	31.9	11.37

3 22年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 35,305,697	千円 2,285,280	千円 37,590,977	千円 34,631,233
普 通 税	計	33,563,247	2,155,183	35,718,430	32,929,768
	1 市 民 税	15,945,937	962,478	16,908,415	15,689,253
	(1) 個 人 均 等 割	343,488	23,882	367,370	336,318
	(2) 個 人 所 得 割 (上記のうち退職所得分)	11,819,531 116,046	823,010 —	12,642,541 116,046	11,589,869 116,046
	(3) 法 人 均 等 割	1,147,241	35,054	1,182,295	1,141,338
	(4) 法 人 税 割	2,635,677	80,532	2,716,209	2,621,728
	2 固 定 資 産 税	15,766,801	1,166,521	16,933,322	15,402,176
	(1) 純 固 定 資 産 税	15,627,252	1,166,521	16,793,773	15,262,627
	ア 土 地	5,953,551	444,412	6,397,963	5,815,062
	イ 家 屋	7,112,793	530,946	7,643,739	6,946,021
	ウ 償 却 資 産	2,560,908	191,163	2,752,071	2,501,544
	(2) 交 付 金	139,549	—	139,549	139,549
	3 軽 自 動 車 税	451,479	26,184	477,663	439,309
	4 市 た ば こ 税	1,399,030	—	1,399,030	1,399,030
	5 特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—
(1) 保 有 分	—	—	—	—	
(2) 取 得 分	—	—	—	—	
(3) 遊 休 土 地 分	—	—	—	—	
目 的 税	計	1,742,450	130,097	1,872,547	1,701,465
	1 入 湯 税	90,515	56	90,571	90,515
	2 都 市 計 画 税	1,651,935	130,041	1,781,976	1,610,950
	(1) 土 地	868,975	68,407	937,382	847,360
(2) 家 屋	782,960	61,634	844,594	763,590	
国民健康保険税		5,764,622	1,992,795	7,757,417	5,174,437

入 額		徴 収 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度 (F)/(C)×100
千円	千円	%	%	%	%
490,304	35,121,537	98.09	21.45	93.43	93.28
464,701	33,394,469	98.11	21.56	93.49	93.33
230,416	15,919,669	98.39	23.94	94.15	93.75
6,169	342,487	97.91	25.83	93.23	92.81
212,608	11,802,477	98.06	25.83	93.36	93.18
—	116,046	100.00	—	100.00	100.00
3,530	1,144,868	99.49	10.07	96.83	96.17
8,109	2,629,837	99.47	10.07	96.82	96.17
227,313	15,629,489	97.69	19.49	92.30	92.38
227,313	15,489,940	97.67	19.49	92.24	92.31
86,606	5,901,668	97.67	19.49	92.24	92.30
103,450	7,049,471	97.66	19.48	92.23	92.33
37,257	2,538,801	97.68	19.49	92.25	92.30
—	139,549	100.00	—	100.00	100.00
6,972	446,281	97.30	26.63	93.43	93.12
—	1,399,030	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
25,603	1,727,068	97.65	19.68	92.23	92.47
56	90,571	100.00	100.00	100.00	99.94
25,547	1,636,497	97.52	19.65	91.84	92.08
13,438	860,798	97.51	19.64	91.83	92.08
12,109	775,699	97.53	19.65	91.84	92.08
226,644	5,401,081	89.76	11.37	69.62	68.66

4 市税負担状況調

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %
人口一人当たり										
市税総額	150,793	1.6	163,852	8.7	160,449	△ 2.1	142,333	△ 11.3	145,321	2.1
市民税個人	45,223	8.5	54,994	21.6	56,554	2.8	52,184	△ 7.7	50,064	△ 4.1
純固定資産税	66,342	△ 5.3	67,015	1.0	68,473	2.2	62,614	△ 8.6	64,323	2.7
その他の税	39,228	6.8	41,843	6.7	35,422	△ 15.3	27,535	△ 22.3	30,934	12.3
一世帯当たり										
市税総額	375,621	0.6	406,467	8.2	394,864	△ 2.9	351,550	△ 11.0	356,209	1.3
市民税個人	112,651	7.5	136,424	21.1	139,179	2.0	128,889	△ 7.4	122,716	△ 4.8
純固定資産税	165,255	△ 6.2	166,244	0.6	168,510	1.4	154,652	△ 8.2	157,668	2.0
その他の税	97,715	5.8	103,799	6.2	87,174	△ 16.0	68,010	△ 22.0	75,825	11.5

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	109,457	113,989	114,030
	均 等 割 の み	7,212	8,281	8,167
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	102,245	105,708	105,863
特 別	納 税 義 務 者 数	60,341	64,058	64,693
	給 均 等 割 の み	1,383	1,665	1,581
	与 所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	58,958	62,393	63,112
徴 収	納 税 義 務 者 数	15,403	16,604	16,877
	年 均 等 割 の み	1,833	2,092	2,197
	金 所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	13,570	14,512	14,680
普 通	納 税 義 務 者 数	49,116	33,327	32,460
	均 等 割 の み	5,829	4,524	4,389
	徴 所 得 割 の み	0	0	0
	収 均等割・所得割合算	43,287	28,803	28,071
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,051	6,152	6,180
	年 金	9	9	9

備考 課税状況の調2・3表によります。(平成21年度より年金からの特別徴収が開始)

(2) 県民税(個人)

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
納 税 義 務 者 数	109,356	113,800	114,030
均 等 割 の み	7,268	8,344	8,203
所 得 割 の み	0	0	0
均等割・所得割合算	102,088	105,456	105,827

備考 6月末現在の現年課税分(平成23年度から)

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 209,358,897	千円 200,871,873	千円 202,689,011
	所 得 割	12,085,882	11,514,069	11,624,002
	均 等 割	328,371	341,967	342,090
	計	12,414,253	11,856,036	11,966,092
特別徴収	課 税 所 得 金 額	147,289,210	148,827,698	152,557,805
	所 得 割	8,393,151	8,637,383	8,853,722
	均 等 割	181,029	233,396	235,861
	計	8,574,180	8,870,779	9,089,583
普通徴収	課 税 所 得 金 額	62,069,687	52,044,175	50,131,206
	所 得 割	3,692,731	2,876,686	2,770,280
	均 等 割	147,342	108,571	106,229
	計	3,840,073	2,985,257	2,876,509

(2) 県民税(個人)

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 209,358,897	千円 200,871,873	千円 202,689,011
	所 得 割	8,055,181	7,674,026	7,747,380
	均 等 割	164,185	170,984	171,045
	計	8,219,366	7,845,010	7,918,425
特別徴収	課 税 所 得 金 額	147,289,210	148,827,698	152,557,805
	所 得 割	5,594,381	5,756,949	5,901,210
	均 等 割	90,514	116,676	117,902
	計	5,684,895	5,873,625	6,019,112
普通徴収	課 税 所 得 金 額	62,069,687	52,044,175	50,131,206
	所 得 割	2,460,800	1,917,077	1,846,170
	均 等 割	73,671	54,308	53,143
	計	2,534,471	1,971,385	1,899,313

備考 6月末現在の現年課税分(平成22年度は特別徴収に年金特別徴収分を含む)

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	21 年 度		22 年 度		23 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	82,158	80.4	84,558	80.0	84,342	79.7
営 業 等 所 得 者	3,966	3.9	3,950	3.7	3,900	3.7
農 業 所 得 者	331	0.3	362	0.3	528	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,222	14.9	16,318	15.4	16,505	15.6
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	568	0.6	520	0.5	588	0.6
合 計	102,245	100.0	105,708	100.0	105,863	100.0

(2) 年度別所得割額

区 分	21 年 度		22 年 度		23 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	10,201,231	84.4	9,639,539	83.7	9,730,641	83.7
営 業 等 所 得 者	507,618	4.2	508,055	4.4	513,333	4.4
農 業 所 得 者	30,419	0.3	30,028	0.3	60,086	0.5
そ の 他 の 所 得 者	1,090,397	9.0	1,105,299	9.6	1,094,446	9.4
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	256,217	2.1	231,148	2.0	225,496	1.9
合 計	12,085,882	100.0	11,514,069	100.0	11,624,002	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 23年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	4,227	12,681	0	0
営業等所得者	836	2,508	0	0
農業所得者	146	438	0	0
その他の所得者	2,958	8,874	0	0
家屋敷等のみ	0	0		
合計	8,167	24,501	0	0
平成22年度	8,281	24,843	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 23年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分 納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る 雑所得	上場株式 等に係る配 当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡 所得	株式等 に係る譲 渡所得	所得合計額
10万円以下	4,539	3,077,900	8,846	142	1,608,652	5,704	89,494	4,790,738
10万円～ 100万円	38,027	54,248,136	935	1,371	632,879	47	33,987	54,917,355
100万円～ 200万円	31,568	79,186,007	1,747	3,228	394,293	84	88,358	79,673,717
200万円～ 300万円	14,785	56,520,087	15,559	534	332,562	350	33,707	56,902,799
300万円～ 400万円	7,806	39,923,291	451	45	167,429	0	119,627	40,210,843
400万円～ 550万円	4,782	30,887,818	453	978	36,588	215	7,288	30,933,340
550万円～ 700万円	1,584	12,765,024	13,605	476	84,885	0	3,483	12,867,473
700万円～ 1,000万円	1,291	13,224,959	0	53	118,261	3,162	20,895	13,367,330
1,000万円を超える金額	1,481	29,390,889	19,668	1,302	442,397	3,619	216,812	30,074,687
合計	105,863	319,224,111	61,264	8,129	3,817,946	13,181	613,651	323,738,282

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
84,474	253,422	9,776,893	88,701	10,042,996
3,921	11,763	526,430	4,757	540,701
533	1,599	61,149	679	63,186
16,935	50,805	1,259,530	19,893	1,319,209
			0	0
105,863	317,589	11,624,002	114,030	11,966,092
105,708	317,124	11,514,069	113,989	11,856,036

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分 \ 年 度		20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,479	5,727	5,595	5,618
1千万円以下	50人超	45	39	39	39
1千万円超1億円以下	50人以下	1,373	1,372	1,315	1,320
1千万円超1億円以下	50人超	119	119	114	113
1億円超10億円以下	50人以下	420	412	382	384
1億円超10億円以下	50人超	56	52	51	47
10億円超	50人以下	605	610	596	612
10億円超50億円以下	50人超	15	17	16	17
50億円超	50人超	44	49	52	48
合 計		8,156	8,397	8,160	8,198
伸 率		△ 0.3 %	3.0 %	△ 2.8 %	0.5 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
23年度は6月末現在の数値

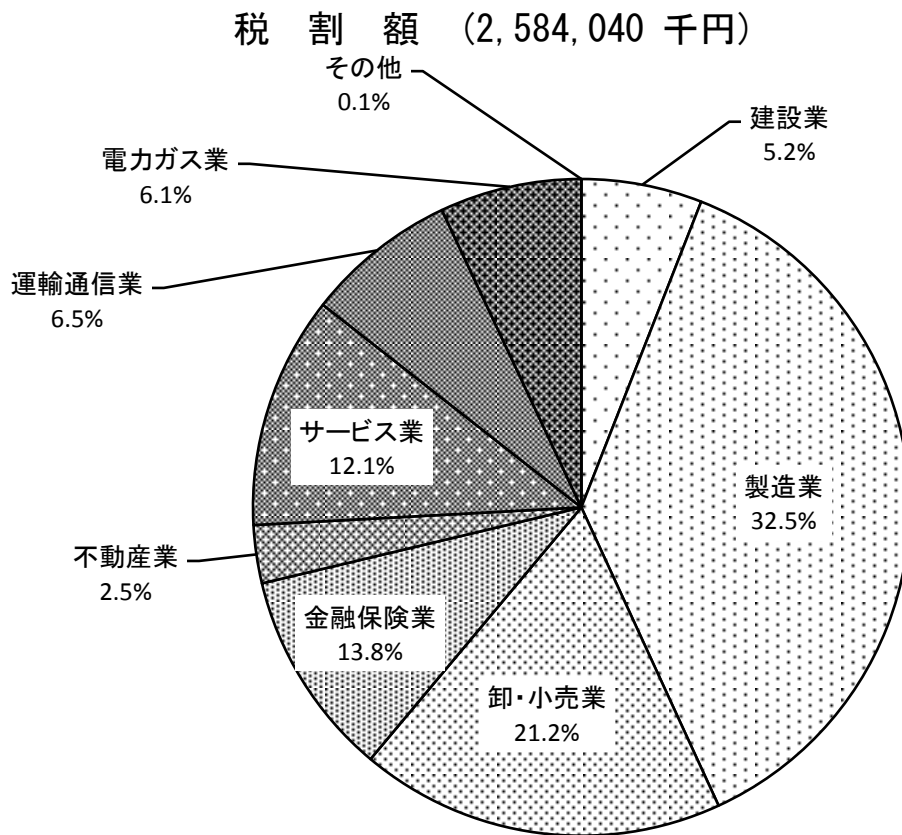
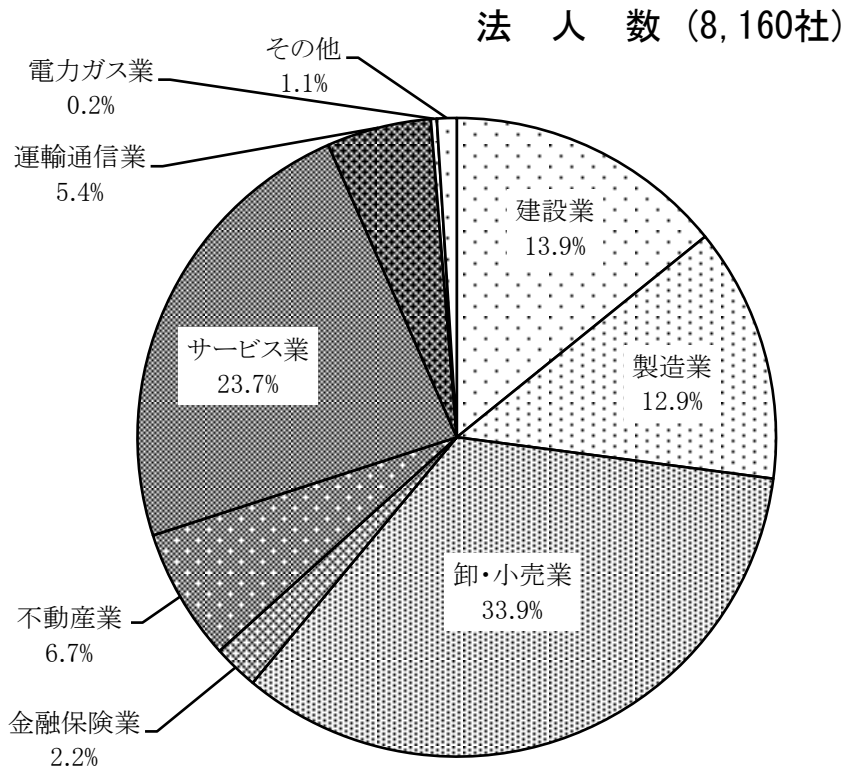
(2) 年度別調定額

(千円)

区 分		19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
現年度分	税 割	4,426,013	3,174,715	1,928,907	2,584,040
	均等割	1,151,721	1,123,460	1,090,209	1,140,733
	計	5,577,734	4,298,175	3,019,116	3,724,773
過年度分	税 割	218,420	69,284	64,570	51,637
	均等割	10,278	7,842	5,596	6,508
	計	228,698	77,126	70,166	58,145
合 計	税 割	4,644,433	3,243,999	1,993,477	2,635,677
	均等割	1,161,999	1,131,302	1,095,805	1,147,241
	計	5,806,432	4,375,301	3,089,282	3,782,918
	伸 率	12.0 %	△ 24.6 %	△ 29.4 %	22.5 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成23年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
11	△ 30.3	△ 28.7	△ 30.4	△ 30.5	81.6	6.8	△ 18.9
	4,148,468	96,001	4,052,467	1,390	4,697	1,120	262,476
12	△ 1.1	21.3	△ 1.6	43.7	△ 30.0	△ 14.2	10.9
	4,104,770	116,413	3,988,357	1,998	3,289	961	290,969
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853

上段 前年対比伸率 %

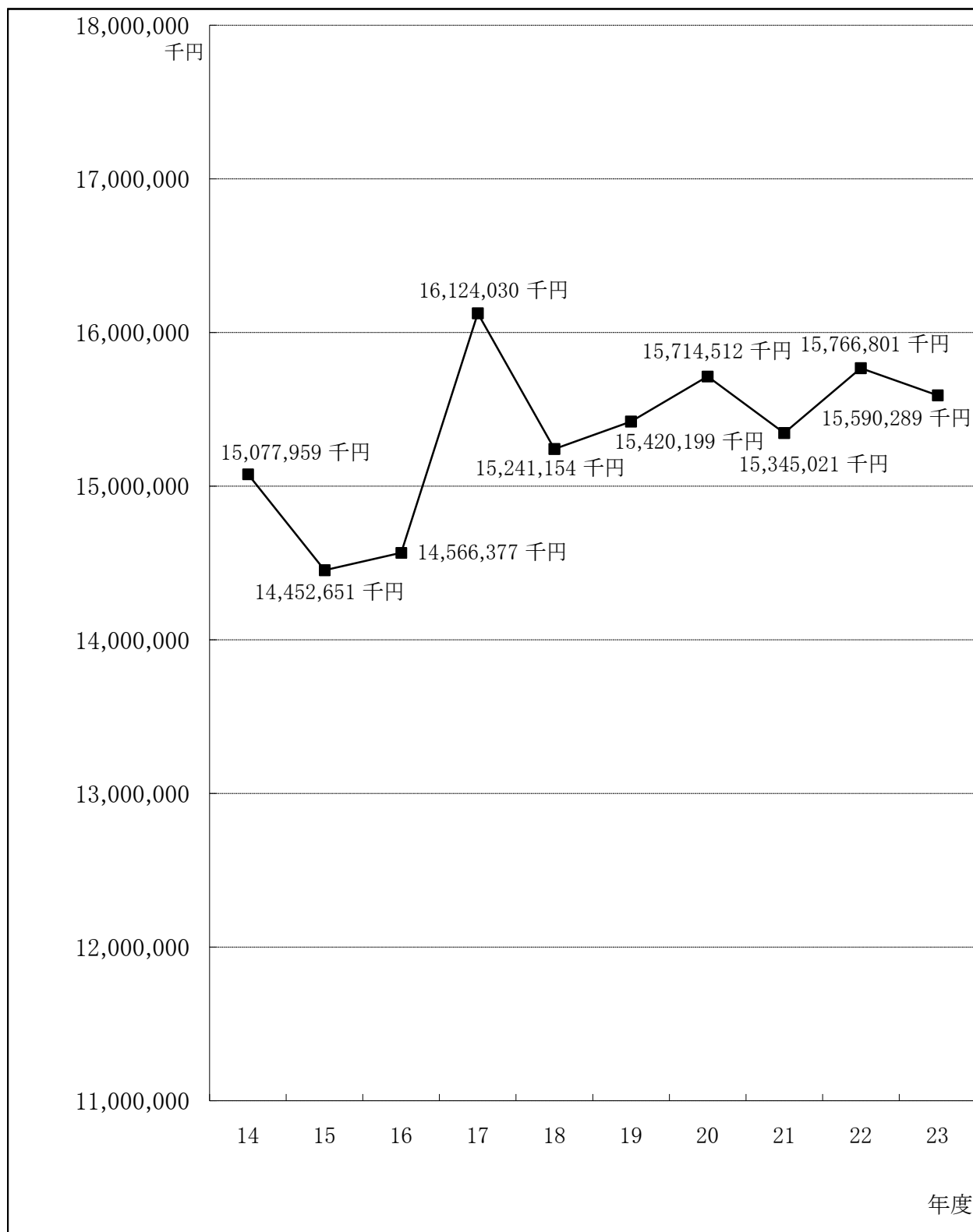
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸業 通信業	電力業 ガス業	サービス業
△ 38.8	△ 0.5	△ 52.5	△ 16.8	59.4	△ 11.7	3.0
1,444,999	717,406	779,134	65,412	238,093	104,803	432,937
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 23年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
課 税 標 準 額	土 地	417,834,224千円	416,848,952千円	427,225,612千円	420,283,403千円
	家 屋	512,865,188	495,993,997	528,128,894	535,908,967
	償 却 資 産	201,336,085	192,356,864	182,989,219	167,502,498
	計	1,132,035,497	1,105,199,813	1,138,343,725	1,123,694,868
税 額	土 地	5,824,626	5,814,671	5,953,551	5,854,284
	家 屋	6,931,819	6,694,678	7,112,793	7,244,843
	償 却 資 産	2,812,879	2,694,484	2,560,908	2,344,424
	計	15,575,715	15,203,833	15,627,252	15,443,551
納 税 義 務 者		82,611人	83,384人	90,429人	91,119人

(注) 1 23年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
課 税 標 準 額	9,914,127千円	10,084,914千円	9,967,870千円	10,481,382千円
税 額	138,797	141,188	139,549	146,738
納 税 義 務 者	20人	19人	19人	17人

(3) 固定資産税合計

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
課 税 標 準 額	1,141,949,624千円	1,115,284,727千円	1,148,311,595千円	1,134,176,250千円
税 額	15,714,512	15,345,021	15,766,801	15,590,289

3 土地の概要

納税義務者 63,553人

区分	年度	合計	田	畑	宅地
地積 (千㎡)	21	191,332	45,591	30,815	35,561
	22	207,820	50,259	34,993	38,410
	23	207,752	50,100	34,912	38,636
評価額 ()内は 課税標準額 (千円)	21	(416,848,952) 1,135,305,081	(13,306,694) 44,747,017	(7,523,404) 42,518,848	(342,050,250) 966,456,594
	22	(427,299,984) 1,148,467,085	(14,155,134) 42,942,167	(8,296,055) 40,847,095	(350,643,638) 984,829,808
	23	(420,296,987) 1,113,348,012	(14,433,984) 41,077,263	(8,499,298) 38,219,450	(343,891,260) 956,267,722
筆数 (筆)	21	338,172	40,440	47,623	199,539
	22	362,421	43,327	51,316	215,130
	23	381,207	45,440	55,751	220,491
提示平均評価額 (円/㎡)	21		143	47	27,418
	22		143	49	26,656
	23		140	48	25,095
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	21	5,636	143 (169)	47 (83)	2,705 (295,100)
	22	5,486	143 (169)	47 (83)	26,250 (282,409)
	23	5,080	140 (169)	48 (83)	24,644 (265,069)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.487	3,670	60,736	10,194	4,765
0.488	3,670	64,956	10,447	5,085
0.488	3,670	64,987	10,480	4,967
(86,453) 88,411	(109,635) 127,622	(1,646,495) 2,019,010	(452,475) 668,060	(51,673,546) 78,679,519
(87,246) 88,507	(108,369) 125,815	(1,743,909) 2,077,668	(449,890) 631,316	(51,815,743) 76,924,709
(87,582) 88,507	(106,784) 123,551	(1,749,037) 2,040,340	(472,429) 629,385	(51,056,613) 74,901,794
35	362	26,936	12,181	11,056
36	360	28,198	12,446	11,608
36	413	32,982	14,646	11,448
		21		
		20		
		20		
181,542 (2,672,265)	35 (11,375)	20 (35)	61 (47,044)	16,502 (252,000)
181,542 (2,672,265)	34 (10,904)	20 (35)	58 (45,900)	15,978 (241,000)
181,367 (2,672,265)	34 (10,382)	20 (35)	56 (44,404)	15,069 (226,000)

4 家屋の概要

納税義務者数 68,496人

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	21	112,877	16,952 千㎡
	22	122,389	18,002
	23	121,879	18,048
木 造	21	80,997	8,836
	22	87,958	9,585
	23	87,380	9,623
非 木 造	21	31,880	8,116
	22	34,431	8,417
	23	34,499	8,425

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

納税義務者数 個人 567人
法人 2,252人

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	21	192,356,864 千円
	22	181,762,596
	23	168,805,557
構 築 物	21	22,637,474
	22	23,325,558
	23	23,875,595
機 械 及 び 装 置	21	69,712,088
	22	62,726,218
	23	54,350,560
船 舶	21	2,377
	22	2,366
	23	2,197
航 空 機	21	22,058
	22	18,937
	23	16,992
車 両 及 び 運 搬 具	21	987,738
	22	802,931
	23	739,732
工 具 器 具 及 び 備 品	21	33,387,650
	22	28,982,854
	23	26,067,076
法 第 3 8 9 条 関 係 分 (配 分)	21	65,607,479
	22	65,903,732
	23	63,753,405

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
495,993,997 千円	㎡当り	㎡当り 29,495 円
528,350,547		29,434
537,277,489		29,769
139,624,145	15,794	16,225
158,976,979	16,242	16,737
164,985,013	16,618	17,146
356,369,852	44,009	43,910
369,373,568	43,638	43,884
372,292,476	44,161	44,187

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
189,469,050 千円	993,342 千円	124,644,145 千円
180,863,496	982,505	113,544,045
166,919,324	902,374	102,964,704
22,211,978	251,040	21,960,938
22,979,300	176,942	22,802,358
23,571,601	160,100	23,411,501
69,069,105	698,950	68,370,155
61,774,019	771,948	61,002,071
53,530,468	681,670	52,848,798
2,377	0	2,377
2,366	0	2,366
2,197	0	2,197
22,058	0	22,058
18,937	0	18,937
16,992	0	16,992
987,276	463	986,813
802,598	333	802,265
739,492	240	739,252
3,344,693	42,889	33,301,804
28,949,330	33,282	28,916,048
26,006,328	60,364	25,945,964
63,831,563	—	—
66,336,946	—	—
63,052,246	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	684	672	703
		床 面 積(m ²)	89,817	88,031	89,519
		決定価格(千円)	4,357,223	4,280,234	4,360,498
	その他	棟 数(棟)	160	182	144
		床 面 積(m ²)	17,142	15,943	13,958
		決定価格(千円)	706,981	652,253	586,959
木造以外の屋	棟 数(棟)	374	324	337	
	床 面 積(m ²)	144,350	114,522	61,850	
	決定価格(千円)	11,947,155	10,310,092	4,688,420	
合 計	棟 数(棟)	1,218	1,178	1,184	
	床 面 積(m ²)	251,309	218,496	165,327	
	決定価格(千円)	17,011,359	15,242,579	9,635,877	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	614	545	584
		床 面 積(m ²)	40,540	34,691	33,491
		決定価格(千円)	367,367	309,755	256,130
	その他	棟 数(棟)	556	452	557
		床 面 積(m ²)	31,111	21,610	31,882
		決定価格(千円)	128,745	68,014	128,851
木造以外の屋	棟 数(棟)	262	309	364	
	床 面 積(m ²)	32,768	53,035	48,912	
	決定価格(千円)	1,219,438	1,226,047	1,210,010	
合 計	棟 数(棟)	1,432	1,306	1,505	
	床 面 積(m ²)	104,419	109,336	114,285	
	決定価格(千円)	1,715,550	1,603,816	1,594,991	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
消 費 本 数	421,693 千本	399,423 千本	377,438 千本
調 定 額	1,379,636 千円	1,309,465 千円	1,399,030 千円

備考 22年度に税率改正

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

3 入湯税

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
課 税 人 員	809,725 人	769,099 人	758,469 人
調 定 額	95,160 千円	91,544 千円	90,515 千円

4 都市計画税

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度	
課 標 準 税 額	土 地	442,093,831 千円	436,416,368 千円	428,688,436 千円
	家 屋	383,728,231 千円	393,337,596 千円	398,269,864 千円
	計	825,822,062 千円	829,753,964 千円	826,958,300 千円
調 定 額	1,644,580 千円	1,651,935 千円	1,646,364 千円	
納 税 義 務 者 数	55,684 人	56,482 人	56,977 人	

備考 23年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
調 定 額	5,349,707 千円	5,656,691 千円	5,646,106 千円
	34,500 世帯	36,573 世帯	36,733 世帯
		7割軽減対象世帯数 8,790 世帯	7割軽減世帯数 9,030 世帯
6割軽減対象世帯数	7,756 世帯	5割軽減対象世帯数 1,889 世帯	5割軽減世帯数 1,981 世帯
4割軽減対象世帯数	1,556 世帯	2割軽減対象世帯数 4,597 世帯	2割軽減世帯数 4,648 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金含む）

6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数				
			一 般	官 公 署	計 (1)		
総 数		21	86,392 台	440 台	86,832 台		
		22	94,280	460	94,740		
		23	95,309	458	95,767		
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)		21	13,535	50	13,585	
			22	13,837	51	13,888	
			23	13,283	49	13,332	
	90 cc 以下		21	1,256	24	1,280	
			22	1,289	23	1,312	
			23	1,216	23	1,239	
	125 cc 以下		21	849	7	856	
			22	966	11	977	
			23	1,020	11	1,031	
	ミニカー		21	115	0	115	
			22	143	0	143	
			23	146	0	146	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)		21	3,219	9	3,228	
			22	3,423	9	3,432	
			23	3,340	8	3,348	
	三 輪 車		21	4	0	4	
			22	4	0	4	
			23	4	0	4	
	四 乗 用 車	営 業 用		21	0	0	0
				22	0	0	0
				23	0	0	0
		自 家 用		21	39,500	64	39,564
				22	44,195	77	44,272
				23	46,067	84	46,151
	貨 物 用 車	営 業 用		21	545	0	545
				22	604	0	604
				23	642	0	642
	自 家 用		21	21,192	249	21,441	
			22	22,887	252	23,139	
			23	22,658	247	22,905	
	雪 上 用		21	2	0	2	
			22	5	0	5	
			23	3	0	3	
農 耕 用		21	2,673	7	2,680		
		22	3,159	7	3,166		
		23	3,144	7	3,151		
小 型 特 殊 (電気動力含む)		21	379	11	390		
		22	397	11	408		
		23	390	11	401		
二 輪 小 型 (250ccを超える)		21	3,123	19	3,142		
		22	3,371	19	3,390		
		23	3,396	18	3,414		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
440 台	889 台	85,503 台	408,460 千円
460	985	93,295	451,458
458	1,060	94,249	462,890
50	25	13,510	13,510
51	24	13,813	13,813
49	23	13,260	13,260
24	5	1,251	1,501
23	3	1,286	1,543
23	3	1,213	1,456
7	0	849	1,358
11	0	966	1,546
11	0	1,020	1,632
0	0	115	288
0	0	143	358
0	0	146	365
9	2	3,217	7,721
9	2	3,421	8,210
8	1	3,339	8,014
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
64	583	38,917	280,203
77	683	43,512	313,286
84	755	45,312	326,246
0	5	540	1,620
0	6	598	1,794
0	5	637	1,911
249	269	20,923	83,692
252	267	22,620	90,480
247	272	22,386	89,544
0	0	2	5
0	0	5	12
0	0	3	7
7	0	2,673	4,277
7	0	3,159	5,054
7	0	3,144	5,030
11	0	379	1,781
11	0	397	1,866
11	0	390	1,833
19	0	3,123	12,492
19	0	3,371	13,484
18	1	3,395	13,580

7 利子割交付金

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
長 野 県 全 体	1,280,224 千円	1,182,986 千円	1,176,492 千円
松 本 市	154,029 千円	147,836 千円	148,611 千円
按 分 率 3 月 ~ 7 月 分	12.08530 %	11.99086 %	12.60624 %
8 月 ~ 2 月 分	11.99086 %	11.96472 %	11.96472 %

8 配当割交付金

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
長 野 県 全 体	369,086 千円	293,107 千円	297,174 千円
松 本 市	44,453 千円	35,771 千円	37,527 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
長 野 県 全 体	135,478 千円	150,644 千円	110,665 千円
松 本 市	16,224 千円	18,990 千円	13,995 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
利 用 人 員	68,647 人	65,441 人	56,334 人
交 付 金	40,460 千円	38,053 千円	35,492 千円

11 口座振替納付の状況調(22年度振替済分)

税目	期別	合計 件(〇)数 税額	全調定に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
市 県 民 税 (普 通 徴 収)		45,460 件	35.0 %	13,465 件	11,051 件	10,441 件	10,503 件	707,101 千円	526,542 千円	519,427 千円	524,824 千円									
		2,277,894 千円	43.1 %																	
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		190,550 件	54.1 %	53,605 件	45,709 件	45,708 件	45,528 件													
		8,354,339 千円	48.4 %	2,724,688 千円	1,876,995 千円	1,880,620 千円	1,872,036 千円													
軽自動車税 (全 期)		24,142 件	25.9 %	24,142 件																
		102,890 千円	22.8 %	102,890 千円																

税目	期別	合計 件数 税額	全調定に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期				
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
国民健康保険税		134,176 件	38.7 %	15,360 件	15,394 件	15,377 件	14,747 件	14,674 件	14,784 件	14,624 件	14,727 件	14,489 件																												
		2,866,617 千円	49.7 %	380,628 千円	318,545 千円	318,725 千円	307,955 千円	306,500 千円	306,522 千円	310,990 千円	308,427 千円																													

12 市税の徴収に要する経費

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度	
税 収 入 額	1 市 税	36,122,414 千円	34,190,944 千円	35,121,537 千円	
	2 個 人 県 民 税	8,347,773	8,674,459	8,019,249	
	3 計	44,470,187	42,865,403	43,140,786	
市税及び個人県民税に係る徴収費	4 基 本 給	341,694	320,416	343,068	
	5 諸 手 当	212,063	182,716	199,179	
	(1) 超 過 勤 務 手 当	24,011	16,400	25,241	
	(2) 税 務 特 別 手 当	409	292	168	
	(3) そ の 他 の 手 当	187,643	166,024	173,770	
	6 そ の 他	108,342	115,696	132,819	
	7 小 計	662,099	618,828	675,066	
	人 件 費	8 旅 費	1,051	724	538
		9 賃 金	4,962	4,986	6,310
		10 そ の 他	242,068	232,593	375,780
		11 小 計	248,081	238,303	382,628
	需 用 費	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	100	100	75
		13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
		14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
		15 小 計	100	100	75
	報 奨 金 及 び こ れ に 係 る 経 費	16 そ の 他	3,914	4,003	5,572
		17 合 計	914,194	861,234	1,063,341
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	-	-	-	
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	440,676	363,215	377,193	
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	-	-	-	
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	2,043	-	1,359	
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	1,118	-	1,221	
	23 合 計	443,837	363,215	379,773	
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)		470,357	498,019	683,568	
市税及び個人県民税に係る徴収経費(百円当たり)		2.1 円	2.0 円	2.5 円	
市 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百円当たり)		1.3 円	1.5 円	1.9 円	

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

13 証明・閲覧に関する調

(1) 平成23年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	1冊	300円	
公図の複写交付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及 税額証	営業証 (法人)	納税証 (一般)	納税証 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に 関する証 明(加算)	車庫証明	登記用 通知	合 計
20	42,339 (9,440)	616	6,545	7,742	9,703 (296)	18,843 (194)	0	9,156	94,944
21	42,666 (9,676)	524	6,849	7,945	9,875 (358)	19,196 (573)	0	10,327	97,382
22	43,892 (10,343)	539	6,069	9,082	9,630 (252)	18,090 (255)	0	10,693	97,995

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
土地・課税台帳の閲覧	1,386	1,208	1,026
公図の閲覧及び複写	2,925	4,285	2,514

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度	21					
区分							
収入より	青色専従者	完全給与額					
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円					
控除	給与所得控除	最低	650,000円				
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)				
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額					
	社会保険料	支払った金額の全額					
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金					
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額				
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円				
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円				
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円				
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円					
	寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－5000)×10%}+(寄附金－5000)×特例控除率) 県共同募金会・日赤等・・・・・・(寄附金－5000)×10%					
障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)						
除養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)					
	特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)					
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)					
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)					
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円						
市民税	個人所得割	20年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円) ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額					
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)					
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%					
税率	法人均等割	資本金等の額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地	旧松本市・四賀地区		
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円		
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	144,000円		
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円		
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円		
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円		
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円		
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円		
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円		
		(9) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円				
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期前日中の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間申告に際しては平成17年4月1日以降の申告から							
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私券証券投資信託に係るものを除く				
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)]=調整額						
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)						
公的年金等に係る雑所得の金額							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合			イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額		公的年金等の収入額(b)		雑所得の額	
130万円未満		(a)－70万円		330万円未満		(b)－120万円	
130万円以上410万円未満		(a)×75%－37万5千円		330万円以上410万円未満		(b)×75%－37万5千円	
410万円以上770万円未満		(a)×85%－78万5千円		410万円以上770万円未満		(b)×85%－78万5千円	
770万円以上		(a)×95%－155万5千円		770万円以上		(b)×95%－155万5千円	

税目	年度		21					
	区分							
固定資産税	税率	1.4%						
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産	150万円			
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率	
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ		農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			70～80	1.075
				・上限 評価額×60%			70未満	1.10
				評価負担水準	課税標準額算出方法			
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ				
			80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き				
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%					
			・上限 <A>×80%					
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。						
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円			
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円			
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円			
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車				
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの	2,400円			
		ア 軽自動車		農耕作業用自動車	1,600円			
		二輪	2,400円	その他の小型特殊自動	4,700円			
		三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円			
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564円}{1,000本}$			
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	地区	旧松本地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	
			医療分	7.2%	18,000円	14,400円	470,000円	
	四賀地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円		
		介護分	2.4%	6,300円	5,600円	100,000円		
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円		
	奈川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円		
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円		
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円		
	安曇地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円		
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円		
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円		
	梓川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円		
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円		
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円		
						平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施		

税目	年度	22			
区分					
収入より 控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
給与所得控除	最低	650,000円			
	最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)			
所 得 控 除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料 (一般の生命保険料 個人年金保険料)	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円			
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)			
扶 養 控 除	一般扶養	330,000円 (同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
	特定・老人扶養	450,000円 (特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
	配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別 基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
民 税	個人所得割	21年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円) ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
	法 人 率	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	60,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	144,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	180,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	192,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	480,000円
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	492,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	2,100,000円	
(9) 50億円超	50人以下		492,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,600,000円			
配当 控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%				
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除) +(県民税所得割－税額控除)}]=調整額				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%－155万5千円			
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である					
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)－120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円			

税目	年度		22																																												
	区分																																														
固定資産税	税率	1.4%																																													
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																																									
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法				評価負担水準	負担率																																						
			70%超	評価額の70%まで引下げ						農地	90%以上	1.025																																			
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き																																											
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%				80～90	1.05																																							
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ				70～80	1.075																																						
			80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き				70 未満	1.10																																						
	80%未満		前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×80%																																												
			< A > ……今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。																																												
		*負担水準＝ $\frac{\text{平成21年度課税標準額}}{\text{平成22年度評価額} \times \text{特例}}$																																													
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%; text-align:right;">50cc以下</td> <td style="width:10%; text-align:right;">1,000円</td> <td style="width:20%; text-align:right;">四輪乗用(営)</td> <td style="width:10%; text-align:right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td style="text-align:right;">(自)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td style="text-align:right;">四輪貨物(営)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td style="text-align:right;">(自)</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> イ 小型特殊自動車 2. 軽自動車及び小型特殊自動車 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%; text-align:right;">専ら雪上を走行するもの</td> <td style="width:10%; text-align:right;">2,400円</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>ア 軽自動車</td> <td style="text-align:right;">農耕作業用自動車</td> <td>1,600円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪</td> <td style="text-align:right;">その他の小型特殊自動</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td style="text-align:right;">車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 3. 二輪の小型自動車 4,000円							50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)	5,500円		90cc以下	1,200円	(自)	7,200円		125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)	3,000円		ミニカー	2,500円	(自)	4,000円		専ら雪上を走行するもの	2,400円			ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円			二輪	その他の小型特殊自動	4,700円			三輪	車	4,000円		
	50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)	5,500円																																											
	90cc以下	1,200円	(自)	7,200円																																											
	125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)	3,000円																																											
	ミニカー	2,500円	(自)	4,000円																																											
	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																													
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円																																													
二輪	その他の小型特殊自動	4,700円																																													
三輪	車	4,000円																																													
市たばこ税	税率	<table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:10%; text-align:right;">紙巻たばこ等</td> <td style="width:10%; text-align:right;">$\frac{3,298円}{1,000本}$</td> <td style="width:10%; text-align:right;">旧3級品の紙巻たばこ</td> <td style="width:10%; text-align:right;">$\frac{1,564円}{1,000本}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年10月から紙巻たばこ等</td> <td>$\frac{4,618円}{1,000本}$</td> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>$\frac{2,190円}{1,000本}$</td> </tr> </table>						紙巻たばこ等	$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564円}{1,000本}$		平成22年10月から紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$																															
		紙巻たばこ等	$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564円}{1,000本}$																																										
	平成22年10月から紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$																																											
その他	返還に係る製造たばこについても同様																																														
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																														
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																														
都市計画税	税率	0.2%																																													
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																													
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																													
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額																																									
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	500,000円	平成22年度から全地区統一税率(波田地区を含む)																																								
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	130,000円																																									
介護分		2.5%	6,300円	6,000円	100,000円																																										

税目	年度	23			
区分					
収入より 控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
給与所得控除	最低	650,000円			
	最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)			
所 得 控 除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料 (一般の生命保険料 個人年金保険料)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額		
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円		
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円		
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)			
扶 養	一般扶養	330,000円 (同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
	特定・老人扶養	450,000円 (特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別 基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
税 率	個人 所得 割	22年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法 人 均 等 割	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	※平成23年度以降修了する事業年度から
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配 当 控 除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
	配当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%				
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)}－[総所得金額等－{(市県民税所 得割控除)}+(県民税所得割－税額控除)]=調整額				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%－155万5千円			
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合					
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)－120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円			

税目	年度		23						
	区分								
固定資産税	税率	1.4%							
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産 150万円					
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率
			70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き				80～90	1.05
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			70～80	1.075	
				・上限 評価額×60%			70 未満	1.10	
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ					
			80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き					
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%						
			・上限 <A>×80%						
		< A >・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率							
		1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6							
		2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3							
		3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3							
		4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%							
		土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率							
		5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額							
		6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)		5,500円			
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円			
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円			
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円			
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車					
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの		2,400円			
		ア 軽自動車		農耕作業用自動車		1,600円			
		二輪	2,400円	その他の小型特殊自動		4,700円			
		三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車		4,000円			
市たばこ税		紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$				
	その他	返還に係る製造たばこについても同様							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税率	0.2%							
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの							
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。							
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額			
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円			
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円			
		介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円			
						平成22年度から全地区統一税率(波田地区を含む)			

市 税 概 要

平成23年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000